

令和3年8月2日  
青森地方最低賃金審議会  
使用者代表委員

## 令和3年度青森県最低賃金改定について

### I はじめに

昨年4月7日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されてから1年3か月余が過ぎました。この間、数次にわたる緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置の発出、延長、適用地域の拡大等があり、7月12日からは、東京都に緊急事態宣言が、また、沖縄県には同宣言が延長され、さらに埼玉、千葉、神奈川、大阪の4府県には重点措置が発令されました。

7月30日には、感染拡大が続き国内感染者が1万人を超えたこと等から、埼玉、千葉、神奈川、及び大阪の4府県に緊急事態宣言が追加発令されたほか、北海道、石川、京都、兵庫及び福岡の5道府県にまん延防止等重点措置が適用され、期間はいずれも8月2日から8月31日までとなっています。

こうした新型コロナウイルス感染の影響の長期化は、中小企業の経営に極めて深刻な影響を与えています。一部で巣ごもり需要等で好調な業種が見られる一方で、宿泊業、飲食業、運輸業をはじめとする幅広い業種が甚大な影響を受け、依然として回復の見通しがつかず、極めて厳しい業況の企業が多いのが実態となっています。

多くの企業は、公的融資や雇用助成金、休業支援金・給付金等の支援策を最大限活用し、「事業の継続」と「雇用の維持」に必死に取り組んでいます。

ワクチンの供給減少を受け、年内の接種が大きく停滞する可能性がある中、インドで確認された「デルタ株」への置き換わりも進んでいます。

また、感染拡大のスピードが上がり、東京では一日の新規感染者が4千人、全国では1万2千人を超え、「第5波」の拡大に歯止めがかからない状況となっており、今後周辺や全国に広がるのが強く懸念されています。

国内の経済活動が感染前のレベルに戻るには一定の期間が必要で、足下の景況感からはいつになれば景気が本当に回復できるのか、全く見通しが立たない状況となっています。

### II 経済動向等について

#### 1 国内

- (1) 内閣府の「月例経済報告（令和3年7月19日）」によれば、  
景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況

にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。

- ・個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、緩やかな増加が続いている。
- ・生産は、持ち直している。
- ・企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、一部に厳しさが残るものの、持ち直しの動きがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人等の動きに底堅さもみられる。
- ・消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

- (2) 中小企業庁が令和3年6月30日発表した「第164回中小企業景況調査結果」によると、2021年4～6月期の全国の全産業の業況判断DIは、前期と比べて3.7ポイント増の $\Delta 25.8$ となり、2期ぶりにマイナス幅が縮小。業種別では、製造業の業況判断DIは、前期と比べて7.8ポイント増と4期連続でマイナス幅が縮小。非製造業の業況判断DIは同2.4ポイント増と2期ぶりにマイナス幅が縮小したが、新型コロナ感染前の水準には戻っていない状況にある。

- (3) 日本銀行が7月5日発表した「地域経済報告（さくらレポート）」によると、「東北地域の景気は、サービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している」とし、4月に続き景気判断を据え置いている。

また、日本銀行仙台支店が7月1日発表した「企業短期経済観測調査（6月調査）」によると、東北6県の企業の景況感を示す全産業の業況判断指数（DI）は、前回（3月）調査比1ポイント上昇の $\Delta 4$ 。業種別では、製造業が4ポイント上昇の1、非製造業は1ポイント上昇の $\Delta 6$ 。9月の先行き業況判断DIは全産業で6月調査から3ポイント低下し $\Delta 7$ 、業種別では製造業は4ポイント上昇の5、非製造業は8ポイント低下の $\Delta 14$ 。

## 2 県内

### (1) 本県企業の現状

① 本県の企業数は、2021年版中小企業白書付属資料によれば、2016年では、全体39,867社中、中小企業は39,824社、99.9%（うち、小規模企業 34,417社、86.3%）を、また、常用雇用者は、全体267,139人中、235,673人、88.2%（うち、小規模企業 56,666人、21.2%）を占め、東北では企業数は宮城、福島に次ぎ3番目、常用雇用者数も宮城、福島について3番目となっている。

② 東京商工リサーチ青森支店が令和3年7月2日発表した「2021年上半期（1～6月）の県内企業倒産状況（負債額1千万円以上）」は、前年同期比15件減の16件、負債総額は同35億4,100万円減の23億6,900万円。件数は1972年の集計開始以来最少、負債総額は過去10年で2番目に少なかった。業種別では、サービス業7件、製造業と卸売業が各3件、小売業2件、建設業1件。原因別は、販売不振が14件で大半を占めている。

6月の倒産状況は、件数は3件、負債総額は1億5,200万円。同支店では「新型コロナウイルス感染拡大に伴う実質無利子・無担保融資などの支援策で倒産件数は減少したが、一方で倒産のうち10件は新型コロナ関連の倒産でコロナ禍の影響も表れ、追加支援策を打たなければ件数増加に転じる可能性が高い」と指摘している。

また、帝国データバンク青森支店によると、本年1月から6月の県内の「休廃業・解散」は351件で、前年同期比28件（8.7%）増加している。

### (2) 本県の景況

① 日本銀行青森支店の「県内金融経済概況（2021年7月30日）」によれば、県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響からサービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している、とし4か月連続で同じ総括判断としている。

最終需要の動向をみると、住宅投資は、弱めの動きとなっている。公共投資は、横ばい圏内で推移している。個人消費は、県内外での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、持ち直しの動きが一服している。設備投資は、増加している。

生産は、緩やかに増加している。雇用・所得情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響から、全体としては弱い動きとなっている。

同支店が7月1日発表した「県内企業短期経済観測調査結果（2021年6月調査）」では、企業の景況感を示す業況判断DI（3か月前の前期と比べ、業況が良いと答えた企業割合から、悪いと答えた企業割合を引いた値）は、全産業で△2となり、前期（3月）から横ばい。製造業の改善が続く一方、新型コロナウイルス関連の特需に一服感がみられる非製造業の悪化が続いている。

業種別では、製造業が前期比3ポイント増の12で4期連続で改善。電気機械は企業の設備投資の回復により8ポイント増の77。非製造業は、前期比3ポイント減の△11となり、2期連続で悪化。宿泊・飲食サービスは△100が続いている。小売りは衛生関連品の特需等に一服感がみられ40ポイント減の△33、運輸・郵便は、原油価格の上昇による燃料費増で8ポイント減の△25。

また、来期（2021年9月）の全産業の業況判断DIは、全産業で10ポイント悪化の△12の見込み。業種別では、製造業は今期より7ポイント悪化の5、非製造業は同11ポイント悪化の△22と予想。

- ② 青森財務事務所が令和3年6月11日発表した「県内法人企業景気予測調査（令和3年4～6月期調査）」によると、企業の景況判断BSI（前期に比べ景況が上昇したと答えた企業割合から、下降したと答えた企業割合を引いた値）は、全産業で前期（1～3月期）より10.2ポイント上昇の△8.5、2期ぶりに上昇。業種別にみると、製造業は前期比40.5ポイント上昇の28.0、非製造業は同0.8ポイント悪化の△21.7。

先行きは、来期（令和3年7～9月期）は全産業で今期比5.3ポイント改善の△3.2。業種別では、製造業は32.0ポイント悪化の△4.0、非製造業は18.8ポイント改善の△2.9。

また、同事務所が令和3年4月28日発表した「県内経済情勢報告（令和3年1月下旬～令和3年4月下旬）」では、県内経済は新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にまるものの、緩やかに持ち直しつつあるとし、2期連続で総括判断を据え置いている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が地域経済に与える影響に十分注意する必要がある。各項目の判断については、住宅建設は引き上げ、設備投資は引き下げ、他の項目は前回（令和3年1月判断）比較で横ばいとなっている。

③ 中小企業庁が令和3年6月30日発表した「第164回中小企業景況調査(2021年4～6月期)」によれば、本県の全産業の業況判断DIは、前期(1～3月期)から4.2ポイント改善の△28.3(全国△25.8)。

業種別では、製造業は前期から22.3ポイント改善の△24.7(全国△17.2)、非製造業は同0.1ポイント悪化の△29.5(全国△28.8)、としている。

### Ⅲ 雇用・賃金動向について

#### 1 雇用動向

(1) 青森労働局が令和3年4月30日発表した令和2年度の平均有効求人倍率は、前年度比0.25ポイント減の0.95倍で、平成27年度以来5年ぶりに1倍を下回った。新型コロナウイルスの経済への打撃で企業が採用活動を見送り、求人が減少した一方、求職者は就職先が決まらず就職活動が長期化する傾向にある実態が浮き彫りになっている。

また、7月30日発表した令和3年6月の月間有効求職者数(季節調整値)は23,580人で前月に比べ552人減少、月間有効求人数(同)は24,994人で前月に比べ588人増加。有効求人倍率(同)は1.06倍(全国平均1.13倍)で前月を0.05ポイント上回った。1倍を超えるのは3か月連続で、雇用調整助成金など支援策の活用で離職者が抑えられている影響から求職者が減り、2か月ぶりに倍率が上がっている。

(2) 青森労働局が令和3年7月29日発表した雇用調整の可能性のある事業所は令和2年1月31日からの累計で1,861事業所、解雇等見込み労働者数1,655人、産業別の状況は製造業、宿泊業、その他、飲食業、道路旅客運送業等の順となっている。

また、雇用調整助成金の支給実績は、累計で21,564件(申請ベース)、172.2億円。さらに、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に支給する休業支援金・給付金の実績は累計で6,975件(申請件数)、3.3億円となっており、特例措置は年末まで延長されることになっている。

#### 2 賃金動向

##### (1) 初任給

(一社)青森県経営者協会の「令和3年3月新規学卒者の初任給(見込み)調査結果」によれば、本年と昨年の採用状況を比較可能な60社の学歴別初任給平均額は、

ア、高校卒	157.016 円 (令和 2 年 3 月卒 男女計、157.683 円) 増減額 △667 円、増減率、△0.42%
イ、短大卒	163.730 円 ( 同 、164.214 円) 増減額 △484 円、増減率、△0.29%
ウ、大学卒	188.525 円 ( 同 、190.457 円) 増減額 △1.932 円、増減率、△1.01%、

となっている。

## (2) 春闘妥結状況

- ① 経団連の「2021年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」(2021年5月28日 第1回集計、加重平均)によれば、総平均は6,040円、アップ率は1.82%。額・率ともに前年を下回っており、第1回集計としては2013年(平成25年)以来の7,000円未満、1.8%台となっている。
- ② また、同「2021年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」(2021年6月11日 第1回集計、加重平均)によれば、総平均は4,444円、アップ率1.72%。前年の第1回集計値4,471円、アップ率1.72%と比べ、前年同期比△27円、±0%となり、額・率とも同水準を維持した。
- ③ (一社)青森県経営者協会の「令和3年 春季賃金交渉 要求・妥結状況」(7月28日現在、単純平均)によれば、全業種妥結額平均4,120円、アップ率1.63%で、前年の3,940円・アップ率1.58%に比べ、金額で180円、率で0.05%のプラス。内訳は、製造業(13社)が4,382円・1.71%、金額で244円プラス、率で0.01%のプラス、非製造業(58社)は4,061円・1.61%で、金額で165円、率で0.05%のプラスとなっている。

## IV 最低賃金に関する要望・要請

日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会の中小企業3団体は、

- (1) 4月15日、新型コロナウイルス感染拡大による危機的な経済情勢を踏まえ、最低賃金に関する政府への要望を公表した(別添)
  - ① 企業における「事業の存続」と「雇用の維持」が最優先課題であるとの認識のもと、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政

府方針を設定すること。

- ② 最低賃金は、法が定める三要素に基づき、明確な根拠のもとで納得感のある水準で決定すべきである。コロナ禍の収束が見通せない中、政府は中小企業・小規模事業者の資金繰りや事業再構築等の経営支援に最優先で取り組むべきであり、今年度は、足下の景況感や地域経済の状況、雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すること。
- ③ 余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備することを要望。

- (2) 6月4日、菅首相に対し、「コロナ禍で多くの中小企業・小規模事業者が経営危機に直面しており、現状での引上げは地域経済を支える企業の経営を圧迫し、雇用の調整や廃業の増加につながりかねない」として、最低賃金の「現行水準の維持」を要請。

#### V 本年度の金額審議に向けて

- 1 政府は、6月18日「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針）」を閣議決定し、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用の維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化に一層取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指す」としている。

- 2 内閣府の発表によれば、

令和元年度のGDPは、	名目	0.3%	実質	△0.5%
令和2年度のGDPは、	同	△3.9%	同	△4.6%
令和2年10～12月期 GDP	同	2.4%	同	2.8%
令和3年1～3月期 GDP速報（2次速報値）	名目	△1.3%	（年率△5.1%）	
	実質	△1.0%	（年率△3.9%）	

1月に新型コロナウイルス対応の緊急事態宣言が発令された影響で、外出や飲食店営業の自粛が広がり、昨年4～6月期以来三四半期ぶりのマイナス成長となった。

民間のシンクタンクの多くの社は新型コロナウイルスが足かせとなり、日

本経済の停滞は続き、2四半期連続のマイナス成長になる可能性がある、としている。

- 3 近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という「時々の事情」への配慮を強く求められ、2016年度から2019年度までの4年間は企業収益の持続的な改善や生産性の向上が十分伴わない中で、名目GDPや中小企業の賃上げ率を大幅に上回る3%台の引上げが行われてきた。

〈最低賃金と賃上率の推移〉

		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
最低賃金	全国平均	848円	874円	901円	902円	－円
	上昇率	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	－%
賃上率	厚労省(第4表) (一般・パート計)	1.3%	1.4%	1.3%	0.8%	0.3%
	経団連(中小企業)	1.81%	1.89%	1.89%	1.70%	1.72%
	連合(中小企業)	1.87%	1.99%	1.94%	1.81%	1.73%

※R3年度の経団連の賃上率は6月集計時点。連合の賃上率は7月最終。

※中小企業の定義：経団連500人未満、連合300人未満

- 4 新型コロナウイルス感染症により地域経済が影響を受けている中、具体的な根拠を欠き納得性のない中央最低賃金審議会の答申を考慮した最低賃金の大幅な引上げが続くことになれば、多くの中小企業がさらなる人件費の増大を強いられ事業の継続、ひいては企業の存続自体がおびやかされ、雇用維持や地域経済に深刻な影響が及ぶ。

- 5 最低賃金は、経営状況に関わらず、労働者を雇用している企業に適用され、仮に下回る場合は法による罰則の対象となることから、通常の賃上げと異なる性格を有している。最低賃金の引上げは生産性の向上が前提であり、各種支援策の効果は十分に上がっていない、との声がある。

- 6 厚生労働省の「最低賃金に関する基礎調査」によると、Dランクの影響率は、平成28年度10.1パーセント、平成29年度10.3%、平成30年度13.3%、令和元年度11.6%、令和2年度6.9%となっている。

令和2年の本県の影響率は11.5%と全国平均4.7%を大幅に上回り全国一となっているほか、「賃金構造基本統計調査特別集計」でも5.3%と全国平均2.5%を大幅に上回り全国一となっている。

賃金分布に関する資料では、今年も最低賃金近傍に多くの労働者が張り付い

ており、最低賃金の引上げが中小企業に与える影響が極めて大きい状況にある。

- 7 また、生産性に関しては、日本銀行青森支店が一昨年3月に発表した「青森県における労働生産性の現状と課題」によれば、「労働生産性の水準は全都道府県中36位と低位かつ全国平均を下回り、概ね横ばいとなっている。なお、経常利益の水準は全国対比低位にあり、労働生産性の低さ、言い換えれば一人あたりの付加価値額（粗利）の低さが影響している可能性がある」、としている。同支店によれば、本県企業の「売上高経常利益率」（全産業）は、
- |         |    |       |     |       |     |       |
|---------|----|-------|-----|-------|-----|-------|
| ・平成30年度 | 全国 | 5.71% | 青森県 | 2.24% | 全国比 | 39.2% |
| ・令和元年度  | 同  | 3.58% | 同   | 1.36% | 同   | 38.0% |
| ・令和2年度  | 同  | 4.53% | 同   | 2.39% | 同   | 52.6% |
| ・令和3年度  | 同  | 4.81% | 同   | 3.13% | 同   | 65.1% |
- (計画) (計画)

となっている。

- 8 最低賃金制度は、最低賃金法第1条にあるとおり、賃金の低廉な労働者に対する「セーフティネット」であることから、賃金引上げや消費拡大といった政策を目的としたものではない。また、同法第9条には、地域別最低賃金の決定にあたっては、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない」と明記されている。

本年度の審議においては、コロナ禍の業況が2極化している状況を踏まえ、影響が深刻な宿泊、飲食、交通・運輸の業種の経営状況や支払い余力に焦点をあてた審議を行うべきである。

- 9 これまで述べたとおり、コロナ禍により足下の景況感が極めて厳しく先行きが見通せない情勢が続いており、現下での最低賃金引上げは企業経営・雇用に深刻な影響を与える。

コロナ禍の厳しい経営状況を何とか乗り越えるため、今は、労使で力を合わせ「事業の継続」と「雇用の維持」を最優先すべきと考える。

以上を踏まえ、本年度は、最低賃金を引上げず、「現行水準を維持」することを主張する。

以上。

## 最低賃金に関する要望

～コロナ禍の厳しい経済情勢を踏まえ、「現行水準の維持」を～

2021年4月15日  
日本商工会議所  
全国商工会連合会  
全国中小企業団体中央会

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界経済は甚大な影響を受けており、わが国においても足下の景況感は極めて厳しく先行きの見通しも立たない、まさに危機的な経済情勢が続いている。過去の震災や近年の台風等の自然災害を受けた地域を含め、多くの企業が苦境の中でギリギリの経営努力を続けている。しかし、緊急事態宣言が再発出・延長されたことで、特に飲食業では営業時間の短縮要請、観光産業ではGoTo Travelの一時停止により、関連する業種の企業も含め、昨年度以上に厳しい業況の企業が多い。また、昨年に休廃業・解散した企業は約5万件と前年比14.6%増えたとの調査結果もあることから、今後も倒産・廃業が日を迫うごとに増加することが懸念される。

一方、最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であるが、政府方針により、明確な根拠が示されないまま、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える3%台の大幅な引上げが2016年から2019年まで4年連続で行われてきた。昨年度の全国加重平均額はコロナ禍により1円の引上げであったが、現在の「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」という政府方針を踏まえると、危機的な経済情勢であるにも関わらず、再び中小企業・小規模事業者の経営実態を超える大幅な引上げが行われるのではないかと、といった不安の声が多く聞かれている。

政府はこれまで各種給付金や雇用調整助成金等の支援策を総動員し、中小企業・小規模事業者の「事業の存続」と「雇用の維持」を強力に支えてきた。こうした中、あらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引上げることは、一連の政策効果を打ち消し、中小企業・小規模事業者を更なる窮状に追い込むことが強く懸念される。

こうした現状認識のもと、われわれ中小企業三団体は、今年度の審議にあたり、政府に対して下記を強く要望する。

### 記

- ①企業における「事業の存続」と「雇用の維持」が最優先課題であるとの認識のもと、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。
- ②最低賃金は、法が定める三要素に基づき、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。コロナ禍の収束が見通せない中、政府は中小企業・小規模事業者の資金繰りや事業再構築等の経営支援に最優先で取り組むべきであり、今年度は、足下の景況感や地域経済の状況、雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すること。
- ③余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備すること。

以上